

第5章 保存・活用の目標と基本方針

1. 保存・活用の目標

天保 12 年（1841）に仮開館し、安政 4 年（1857）に本開館した弘道館は、創建者水戸藩 9 代藩主徳川斉昭が「弘道館記」に示した建学精神が教育や学校運営、敷地構成などに反映された独特な藩校であり、江戸時代当時に国内最大規模であった。また、その建学精神や教育方針は他藩の藩校に影響を与えた。

明治 5 年（1872）に弘道館が閉鎖されて茨城県庁として使用されたが、敷地の一部は弘道館を残したいという市民の切望を受けて公園となった。現在の「旧弘道館」の指定地内には、水戸空襲の際に市民の消火活動により焼失を免れた正庁のほか、至善堂、正門、孔子廟表門（戟門）、学生警鐘、番所、弘道館記碑などの石碑、土壘などの遺構が藩校時代から残っている。

このように、市民をはじめとする様々な人々の尽力により残されてきた藩校時代の物証となる歴史的建造物や石碑等を確実に後世に継承し、弘道館や水戸藩の学問の価値・教育を多くの人々に伝えていくために、「旧弘道館」の保存・活用の目標を以下のように設定する。

藩校時代の弘道館

藩校時代から残る歴史的建造物や遺構を確実に保存管理するとともに、弘道館で行われていた教育のみならず広く水戸藩の学問・教育の伝統を伝える場所として、その活用を図り、後世に継承していく。

- 藩校としての施設や制度が整った、安政 4 年（1857）の本開館時の弘道館の姿を目指とした保存管理を行う。
- 弘道館の教育や水戸藩の学問・教育を伝える場として活用することにより、藩校時代の弘道館で行われていた教育等を再現する。
- 将来的には、失われた施設の復元的整備等により、藩校時代の弘道館の姿を再現する。

2. 保存・活用の基本方針

<保存（保存管理）>

①本質的価値に基づき特定した個別の諸要素について、安政4年の本開館時の弘道館の姿を基準として確実な保存（保存管理）を行う。

藩校としての施設や制度が整った安政4年（1857）の本開館時の弘道館の姿を基準として、指定地に藩校時代から残る歴史的建造物や遺構、復元建造物等の適切な維持管理を行う。そして、指定地周辺も含めて、本質的価値を構成する諸要素や本質的価値に密接に関わる諸要素の保存管理や歴史的景観の保全を実施する。

<活用>

②「旧弘道館」の確実な保存を前提に、本質的価値の理解を深めていくための情報発信を行い、周辺も含めた適切かつ積極的な活用を図り、将来的には安政4年の本開館時の弘道館の姿を目標にして後世に継承していく。

歴史的建造物や遺構、復元建造物等の確実な保存を前提に、弘道館で行われていた教育や創建者の意図、水戸藩の学問・教育の伝統などを展示や解説、体験学習などにより伝え、将来的には安政4年（1857）の本開館時の弘道館の姿を再現する。そして、周辺の街並を含め藩校時代の弘道館を体感してもらうことで多くの人が弘道館や水戸藩の学問・教育を知り、それらを後世へ継承するための場所としての活用を図る。

<整備>

③本質的価値の確実な保存・継承や本質的価値の理解に必要な整備を行い、安政4年の本開館時の弘道館の姿を目標にして段階的な整備を進める。

歴史的建造物や遺構等の保存・継承のために必要な整備や、本質的価値の理解に必要な情報提供並びに資料等の収集や公開・活用を促進するための施設の整備について、安政4年（1857）の本開館時の弘道館の姿の再現に向けて段階的に整備を進める。

<運営・体制>

④「旧弘道館」の確実な保存と、地域と連携した活用を進めるための運営や体制の構築を図る。

「旧弘道館」の適切な保存・活用を推進していくために、行政組織内及び周辺も含めた所有者・管理者間の保存活用体制を強化するとともに、地域住民や市民団体との連携体制の構築並びに日本遺産等の広域的な関連施設・資源との連携体制を推進する。